

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年4月18日（平成28年（行情）諮問第312号）

答申日：平成28年12月14日（平成28年度（行情）答申第579号）

事件名：内閣参質189第250号（平成27年8月28日）に記載の「国家
実行等を踏まえ」るに当たって行政文書ファイル等につづられた文書
の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

『国家実行等を踏まえ』（内閣参質189第250号 平成27年8月28日）るに当たって、その担当部局が行政文書ファイル等につづった文書の全て。＊『行政機関が保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、想定問答集につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月24日付け閣安保第694号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

テーマの重要性を鑑みると、文書が存在しないということはにわかに首肯しがたいので、関係部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の開示請求に対して、処分庁において、法9条2項に基づき、原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件開示請求に係る「国家実行等を踏まえ」とは、外務省が主担当として答弁を作成した内閣参質189第250号（平成27年8月28日。藤末健三参議院議員提出の米軍等の部隊の武器等防護に関する再質問に対する答弁書）中に記載された文言であり、処分庁においては本件対象文書を作成又は取得しておらず、その保有は認められない。

3 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、再度行政文書の特定を実施したが、本件対象文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「関連部局を探索の上、発見に努めるべきである」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、本件対象文書を保有しているとは認められないところである。

5 結語

以上のとおり、処分庁において本件対象文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年4月18日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月14日 | 審議 |
| ④ 同年12月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「国家実行等を踏まえ」（内閣参質189第250号平成27年8月28日）るに当たって、その担当部局が行政文書ファイル等につづった文書の全てである。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件行政文書開示請求書には、内閣参質189第250号（平成27年8月28日。藤末健三参議院議員提出の米軍等の部隊の武器等防護に関する再質問に対する答弁書）（以下「本件文書」という。）が添付されており、本件文書には、他国の部隊に対する武力攻撃に至らない侵害を現場において排除することは認められるとの国際法上の根拠に関し、政府側が先の同議員からの質問主意書内閣参質189第228号の答弁書で言及した「『日米防衛協力のための指針』及び『交戦規定ハンドブック』は、法的拘束力を有する文書ではないが、新自衛隊法第95条の2の規定の立案に当たり、これらをはじめとする国家実行等を踏まえており」と記載されている。これを踏まえ、本件開示請求は、第189回国会当時、国会に提出されていた自衛隊法改正

案の95条の2の立案において「国家実行等を踏まえ」るに当たって行政文書ファイル等につづられた文書を求められていると解した。

イ 本件文書に記載されている自衛隊法改正案の95条の2そのものの立案については、防衛省が担当したものであり、国家安全保障局は同条を立案しておらず、本件対象文書を作成も取得もしていない。

ウ なお、国家安全保障局は、国家安全保障に関する外交・防衛政策の基本方針・重要事項に関する企画立案・総合調整等を業務としており、平和安全法制整備法案の立案においては、関係省庁との間で取りまとめの業務を行っていた。国家安全保障局においては、平和安全法制関連法案が国会に提出される前に、内閣法制局等との間で取りまとめた想定問答集（以下「想定問答集」という。）を保有しており、その中で自衛隊法改正案の95条の2に基づく武器の使用が許される国際法上の根拠に関する想定問答が含まれている。しかし、上記アのとおり、自衛隊法改正案の95条の2の立案において「国家実行等を踏まえ」るに当たって行政文書ファイル等につづられた文書ではないため、想定問答集は本件対象文書には該当しないと判断した。

(2) 諮問庁から本件文書及び想定問答集の提示を受けて確認したところ、その内容は、諮問庁の上記(1)ア及びウの説明のとおりであり、また、防衛省は「自衛隊の行動に関すること」（防衛省設置法4条2号）をその所掌事務の一つとしていることを踏まえると、防衛省が自衛隊法改正案の95条の2そのものの立案を行ったという諮問庁の上記(1)イの説明は不自然、不合理とはいえない。

しかしながら、本件文書には「政府としては、新自衛隊法第95条の2の規定の立案に当たり、これらをはじめとする国家実行等を踏まえており」と記載されており、①想定問答集は平和安全法制関連法案が国会に提出される前に取りまとめられたものであること及び②想定問答集には自衛隊法改正案の95条の2に基づく武器の使用が許される国際法上の根拠に関する想定問答が含まれていることを踏まえると、想定問答集は、政府が自衛隊法改正案の95条の2の立案に当たり、国家実行等を踏まえるに当たって行政文書ファイル等につづった文書に該当し、本件対象文書に該当する。

したがって、国家安全保障局において、本件対象文書として想定問答集を保有していると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国家安全保障局において本件対象文書に該当する文書として想定問答集を保有していると認められるので、これにつき

改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久